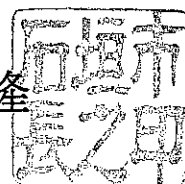




石垣市建設工事等指名業者選定委員会の運営に関する要綱の一部を改正する要綱をここに公示する。

平成26年5月30日

石垣市長 中山 義隆



平成26年5月30日
石垣市告示第112号

石垣市建設工事等指名業者選定委員会の運営に関する要綱の一部を改正する要綱

石垣市建設工事等指名業者選定委員会の運営に関する要綱（平成13年石垣市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設計・監理及び調査委託」を「委託業務」に改める。

第3条第1項中「ただし、水道事業関係については、水道事業管理者の依頼により行うものとする。」を削り、同項第2号中「設計・監理及び調査委託業務における指名業者」を「委託業務（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、調査業務及び監理業務）における指名業者」に改め、同条第2項中「設計・監理及び調査委託業務」を「委託業務」に改める。

第4条第6項中「事故あるとき」を「事故があるとき」に改め、「総務部長」を「建設部長」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。